

月 2 回土日完全週休 2 日制工事 試行要領

令和 3 年 1 0 月

三重県農林水産部

目 次

第1編 公共土木工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事試行要領（発注者指定型）・・・・・・・・・・・・・1
2. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書【農業農村整備工事】・・・・・・・・・・・・・6
3. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書【森林整備保全工事】・・・・・・・・・・・・・9
4. 月2回土日完全週休2日制工事試行要領（受注者希望型）・・・・・・・・・・・・・12
5. 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）特記仕様書【農業農村整備工事】・・・・・・・・・・・・・17
6. 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）特記仕様書【森林整備保全工事】・・・・・・・・・・・・・22
7. 【参考】経費補正の考え方・・・・・・・・・・・・・27
8. 【事務連絡】市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（通知）・・・・・・・・・・・・・28

第2編 漁港漁場関係工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事試行要領（発注者指定型）・・・・・・・・・・・・・31
2. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書・・・・・・・・・・・・・35
3. 月2回土日完全週休2日制工事試行要領（受注者希望型）・・・・・・・・・・・・・38
4. 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）特記仕様書・・・・・・・・・・・・・42
5. 【参考】経費補正の考え方・・・・・・・・・・・・・46

第1編 公共土木工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を工事現場休工日とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数 / 対象期間日数 = 28.5%以上）現場閉所する。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）の試行は、土木一式工事で公告する案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。なお、漁港漁場関係工事積算基準を用いて積算する案件については、第2編漁港漁場関係工事編を適用する。

対象期間が、30日未満の工事
予定価格が3千万円未満の工事
なじまない工事

- ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
- ・その他、発注者が月2回土日完全週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

（工事成績評価における評価）

第6条 月2回土日完全週休2日を実施し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、受注者の責により、月2回土日完全週休2日を実施したものの、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも、工事成績評価の減点を行わない。

（その他）

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

別紙1「積算方法」

対象期間中において、月2回土日完全週休2日かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正する。市場単価については、別表により補正する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

- 1 「準備期間」₁、「後片付け期間」₁、「夏季休暇（3日間）」₁、「年末年始休暇（6日間）」₁、「工場製作のみの期間」₁、「工事事務等による不稼働期間」₁、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」₁、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
- 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【補正係数】

| | |
|-----------|--------|
| ・労務費 | : 1.05 |
| ・機械経費（賃料） | : 1.04 |
| ・共通仮設費率 | : 1.04 |
| ・現場管理費率 | : 1.06 |

別表 1

農業農村整備事業

市場単価方式による週休 2 日の所得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 |
|------------------|-------|-----------|
| | | 4 週 8 休以上 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.05 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.03 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 法面工 | | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.03 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.02 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.02 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.04 |
| 橋面防水工 | | 1.02 |

別表 2

森林整備保全事業

市場単価方式による週休 2 日の所得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 |
|------------------|-------|-----------|
| | | 4 週 8 休以上 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.05 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.03 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 法面工 | | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.03 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.02 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.03 |

2. 「月2回土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」
特記仕様書【農業農村整備工事】

- 1 月2回土日完全週休2日制の定義
 - (1) 月2回土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
 - (2) 対象期間中、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を現場休工期とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）現場閉所する（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工期に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行うこと。
- 2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
また、土日完全週休2日とする週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。
- 4 対象期間中において、月2回土日完全週休2日かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。市場単価については、別表により補正する。
なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。
 - 1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事務等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
 - 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【補正係数】

- ・ 労務費 : 1 . 0 5
- ・ 機械経費（賃料）: 1 . 0 4
- ・ 共通仮設費率 : 1 . 0 4
- ・ 現場管理費率 : 1 . 0 6

別表

農業農村整備事業

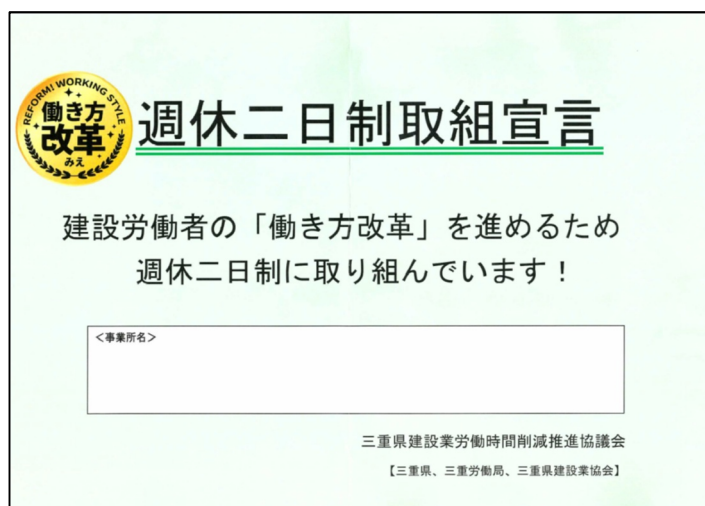
市場単価方式による週休2日の所得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 |
|------------------|-------|--------|
| | | 4週8休以上 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.05 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.03 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 法面工 | | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.03 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.02 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.02 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.04 |
| 橋面防水工 | | 1.02 |

5 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

3. 「月2回土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」
特記仕様書【森林整備保全工事】

- 1 月2回土日完全週休2日制の定義
 - (1) 月2回土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
 - (2) 対象期間中、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を現場休工期とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）現場閉所する（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工期に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行うこと。
- 2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
また、土日完全週休2日とする週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。
- 4 対象期間中において、月2回土日完全週休2日かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。市場単価については、別表により補正する。
なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。
 - 1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事務等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
 - 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【補正係数】

- ・ 労務費 : 1 . 0 5
- ・ 機械経費（賃料）: 1 . 0 4
- ・ 共通仮設費率 : 1 . 0 4
- ・ 現場管理費率 : 1 . 0 6

別表

森林整備保全事業

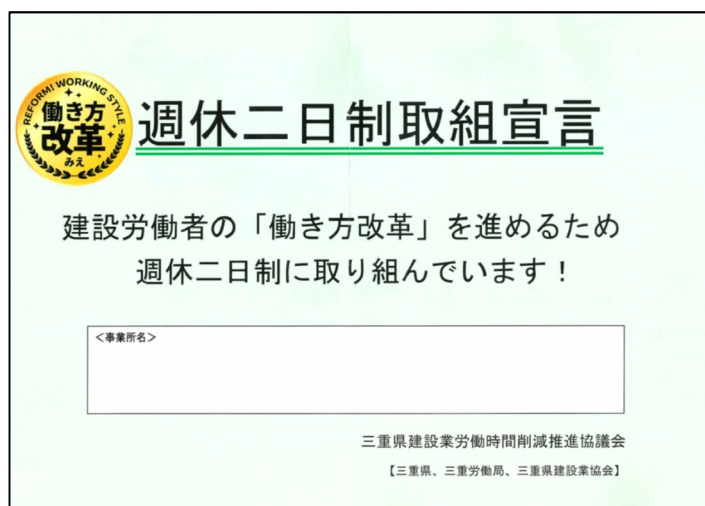
市場単価方式による週休2日の所得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 |
|------------------|-------|--------|
| | | 4週8休以上 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.05 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.03 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.05 |
| 法面工 | | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.03 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.02 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.03 |

5 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A 3横サイズ(297×420mm)



建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

4. 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を工事現場休工日とする。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）の試行は、すべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。なお、漁港漁場関係工事積算基準を用いて積算する案件については、第2編漁港漁場関係工事編を適用する。

対象期間が30日未満の工事

なじまない工事

- ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
- ・その他、発注者が月2回土日完全週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

（工事成績評定における評価）

第6条 月2回土日完全週休2日を実施し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達

成できた場合についてのみ、工事成績採点表 創意工夫の評価(監督員)における【働き方改革】において加点評価する。

なお、月2回土日完全週休2日を実施したものの、4週6休以上4週7休未滿もしくは4週7休以上4週8休未滿の現場閉所の達成であった場合は、加点評価しない。

また、受注者の責により、月2回土日完全週休2日を実施したものの、4週6休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも、減点を行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

別紙 1 「積算方法」

対象期間中において、月 2 回土日完全週休 2 日を実施できた場合、対象期間中の現場閉所日数に応じて、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正する。市場単価については、別表により補正する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月 2 回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

- 1 「準備期間」₁、「後片付け期間」₁、「夏季休暇（3日間）」₁、「年末年始休暇（6日間）」₁、「工場製作のみの期間」₁、「工事事務等による不稼働期間」₁、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」₁、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
- 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【4週8休以上】

（現場閉所日数/対象期間日数 = 28.5%以上）

| | | | |
|---------|--------|------------|--------|
| ・労務費 | : 1.05 | ・機械経費（賃料）: | 1.04 |
| ・共通仮設費率 | : 1.04 | ・現場管理費率 | : 1.06 |

【4週7休以上4週8休未満】

（現場閉所日数/対象期間日数 = 25%以上 28.5%未満）

| | | | |
|---------|--------|------------|--------|
| ・労務費 | : 1.03 | ・機械経費（賃料）: | 1.03 |
| ・共通仮設費率 | : 1.03 | ・現場管理費率 | : 1.04 |

【4週6休以上4週7休未満】

（現場閉所日数/対象期間日数 = 21.4%以上 25%未満）

| | | | |
|---------|--------|------------|--------|
| ・労務費 | : 1.01 | ・機械経費（賃料）: | 1.01 |
| ・共通仮設費率 | : 1.02 | ・現場管理費率 | : 1.03 |

農業農村整備事業

市場単価方式による週休 2 日の所得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | |
|------------------|-------|----------------------------|----------------------------|---------------|
| | | 4 週 6 休以上 4 週 7 休未 満 | 4 週 7 休以上 4 週 8 休未 満 | 4 週 8 休以 上 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 法面工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 橋面防水工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |

別紙 2

森林整備保全事業

市場単価方式による週休 2 日の所得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | |
|------------------|-------|------------------------|------------------------|-----------|
| | | 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 | 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 | 4 週 8 休以上 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 法面工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |

5 . 「月 2 回土日完全週休 2 日制試行工事（受注者希望型）」
特記仕様書【農業農村整備工事】

- 1 月 2 回土日完全週休 2 日制の定義
 - (1) 月 2 回土日完全週休 2 日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
 - (2) 対象期間中、原則、「第 2、4 週」、「第 1、3 週」などあらかじめ決めた月 2 回の土曜日及び日曜日を現場休工日とする（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工日に工事現場を稼働させた時は、その後、4 週間以内に振替を行うこと。

- 2 受注者は月 2 回土日完全週休 2 日制を実施するか否かについて、契約後 10 日以内に様式 1 を作成し、監督員へ提出すること。
 なお、実施する場合は、土日完全週休 2 日とする週を様式 1 にて報告すること。

- 3 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第 21 条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

- 4 受注者は、月 1 回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
 また、土日完全週休 2 日とする週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。市場単価については、別表により補正する。

- 5 対象期間中において、月 2 回土日完全週休 2 日を達成できた場合、対象期間内の現場閉所日数の割合に応じて、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。
 なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月 2 回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。
 - 1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3 日間）」、「年未年始休暇（6 日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事務等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【4週8休以上】

(現場閉所日数/対象期間日数：28.5%以上)

・労務費 : 1.05 ・機械経費(賃料): 1.04
・共通仮設費率 : 1.04 ・現場管理費率 : 1.06

【4週7休以上4週8休未満】

(現場閉所日数/対象期間日数：25%以上28.5%未満)

・労務費 : 1.03 ・機械経費(賃料): 1.03
・共通仮設費率 : 1.03 ・現場管理費率 : 1.04

【4週6休以上4週7休未満】

(現場閉所日数/対象期間日数：21.4%以上25%未満)

・労務費 : 1.01 ・機械経費(賃料): 1.01
・共通仮設費率 : 1.02 ・現場管理費率 : 1.03

農業農村整備事業

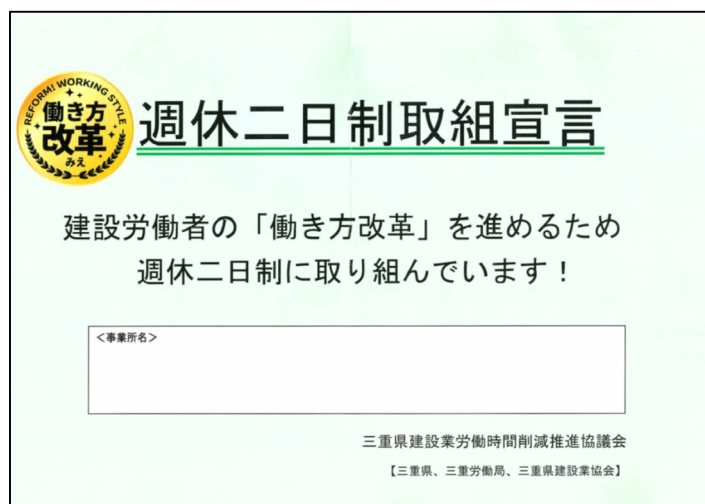
市場単価方式による週休2日の所得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | |
|------------------|-------|------------------|------------------|--------|
| | | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 法面工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 橋面防水工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |

6 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」 が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A 3 横サイズ(297 × 420mm)



建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

月 2 回土日完全週休 2 日制工事（受注者希望型）

月 2 回土日完全週休 2 日の実施について

以下のいずれかを にしてください。

：当社は月 2 回土日完全週休 2 日を実施します。

月 2 回の土日完全週休 2 日とする週を

「第 1、3 週」

「第 2、4 週」

第 、 週」とします。

：当社は以下の理由により、土日完全週休 2 日を実施しません。

（実施しない場合、該当する理由を■にしてください。複数回答可）

- 工程管理が困難となるから（天候不順など不確定な要素を除く）
- 天候不順など不確定な要素があることで工程管理が困難となるから
- 日給月給制の従業員が多く、月当たりの賃金が低くなるから
- 工期が延びることから工事経費が通常の工事より多く必要となるから
- 当社の休暇制度と合わないから
- 下請業者との調整が困難となるから
- 他工事との調整が困難となるから
- その他

（）

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人

6. 「月2回土日完全週休2日制試行工事（受注者希望型）」
特記仕様書【森林整備保全工事】

- 1 月2回土日完全週休2日制の定義
 - (1) 月2回土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
 - (2) 対象期間中、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を現場休工日とする（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工日に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行うこと。
- 2 受注者は月2回土日完全週休2日制を実施するか否かについて、契約後10日以内に様式1を作成し、監督員へ提出すること。
なお、実施する場合は、土日完全週休2日とする週を様式1にて報告すること。
- 3 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
また、土日完全週休2日とする週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。市場単価については、別表により補正する。
- 5 対象期間中において、月2回土日完全週休2日を達成できた場合、対象期間内の現場閉所日数の割合に応じて、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。
なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。
 - 1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年未年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事務等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【4週8休以上】

(現場閉所日数/対象期間日数：28.5%以上)

・労務費 : 1.05 ・機械経費(賃料): 1.04
・共通仮設費率 : 1.04 ・現場管理費率 : 1.06

【4週7休以上4週8休未満】

(現場閉所日数/対象期間日数：25%以上28.5%未満)

・労務費 : 1.03 ・機械経費(賃料): 1.03
・共通仮設費率 : 1.03 ・現場管理費率 : 1.04

【4週6休以上4週7休未満】

(現場閉所日数/対象期間日数：21.4%以上25%未満)

・労務費 : 1.01 ・機械経費(賃料): 1.01
・共通仮設費率 : 1.02 ・現場管理費率 : 1.03

別表

森林整備保全事業

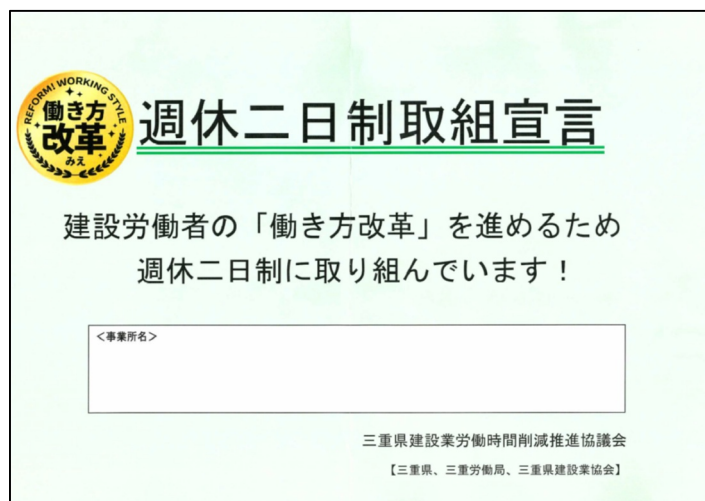
市場単価方式による週休2日の所得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | |
|------------------|-------|------------------|------------------|--------|
| | | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 法面工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |

6 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A 3 横サイズ(297×420mm)



建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

月 2 回土日完全週休 2 日制工事（受注者希望型）

月 2 回土日完全週休 2 日の実施について

以下のいずれかを にしてください。

：当社は月 2 回土日完全週休 2 日を実施します。

月 2 回の土日完全週休 2 日とする週を

「第 1、3 週」

「第 2、4 週」

第 、 週」とします。

：当社は以下の理由により、土日完全週休 2 日を実施しません。

（実施しない場合、該当する理由を■にしてください。複数回答可）

- 工程管理が困難となるから（天候不順など不確定な要素を除く）
- 天候不順など不確定な要素があることで工程管理が困難となるから
- 日給月給制の従業員が多く、月当たりの賃金が低くなるから
- 工期が延びることから工事経費が通常の工事より多く必要となるから
- 当社の休暇制度と合わないから
- 下請業者との調整が困難となるから
- 他工事との調整が困難となるから
- その他

（）

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人

7.【参考】経費補正の考え方

1. 現場閉所率による経費補正率の判断

4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%（7日/28日）未満）

4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%（8日/28日）未満）

4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

2. 算出例

休工日の予定（着手時）

工期（契約日～工事完成日）： 6月1日～7月30日（60日）

土日完全週休2日と決めた週： 第2、4週

| 6月 | | | | | | | | 7月 | | | | | | | |
|-----|---|----|----|----|----|----|----|-----|---|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
| 第1週 | | | | | 1 | 2 | | 第1週 | ① | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 第2週 | ③ | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | ⑨ | 第2週 | ⑧ | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | ⑭ |
| 第3週 | ⑩ | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 第3週 | ⑮ | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 第4週 | ⑰ | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | ⑳ | 第4週 | ㉒ | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | ㉘ |
| 第5週 | ㉔ | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 第5週 | ㉙ | ㉚ | 31 | | | | |

：休工予定

：休工予定

あらかじめ決めた週の土日完全週休2日の達成が経費補正の条件

↑
工事完成日

休工（現場閉所）の実績（完成時）

| 6月 | | | | | | | | 7月 | | | | | | | |
|-----|---|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
| 第1週 | | | | | 1 | 2 | | 第1週 | ① | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 第2週 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | ⑨ | 第2週 | ⑧ | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | ⑭ |
| 第3週 | ⑩ | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 第3週 | ⑮ | 16 | ✕ | ✕ | 19 | 20 | 21 |
| 第4週 | ⑰ | 18 | 19 | ✕ | 21 | 22 | ⑳ | 第4週 | ㉒ | ㉓ | 24 | 25 | 26 | ㉗ | 28 |
| 第5週 | ㉔ | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 第5週 | 29 | 30 | 31 | | | | |

：休工、✕：現場閉所（雨天）、/：準備期間

：休工、✕：現場閉所（雨天）、/：後片付け期間

↑
現場完成日

↑
工事完成日
(工事完成報告書提出日)

現場閉所率：（休工日+雨天等による現場閉所日）/対象期間日数

$$= (10日 + 3日) / (30 + 27 - 準備期間 - 後片付け期間) 日$$

$$= (10日 + 3日) / (57 - 7 - 4) 日$$

$$= 13日 / 46日 = 28.3\%$$

4週7休以上4週8休未満の補正率を適用する。

農業農村整備事業

市場単価方式による週休 2 日の所得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | |
|------------------|-------|------------------------|------------------------|-----------|
| | | 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 | 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 | 4 週 8 休以上 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 法面工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 橋面防水工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |

森林整備保全事業

市場単価方式による週休 2 日の所得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | |
|------------------|-------|------------------------|------------------------|-----------|
| | | 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 | 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 | 4 週 8 休以上 |
| 鉄筋工（太径鉄筋を含む） | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 鉄筋工（ガス圧接） | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去・移設 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 法面工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 吹付砕工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |

第2編 漁港漁場関係工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を工事現場休工日とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数 / 対象期間日数 = 28.5%以上）現場閉所する。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）の試行は、漁港漁場関係工事積算基準を用いて積算する土木一式工事で公告する案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

対象期間が、30日未満の工事
予定価格が3千万円未満の工事
なじまない工事

- ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
- ・その他、発注者が月2回土日完全週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

(工事成績評定における評価)

第6条 月2回土日完全週休2日を実施し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価(監督員)における【働き方改革】において加点評価する。

なお、受注者の責により、月2回土日完全週休2日を実施したものの、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

別紙1「積算方法」

対象期間中において、月2回土日完全週休2日かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正する。市場単価については、別表により補正する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

- 1 「準備期間」₁、「後片付け期間」₁、「夏季休暇（3日間）」₁、「年未年始休暇（6日間）」₁、「工場製作のみの期間」₁、「工事事故等による不稼働期間」₁、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」₁、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
- 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【補正係数】

| | |
|-----------|--------|
| ・労務費 | : 1.05 |
| ・機械経費（賃料） | : 1.04 |
| ・共通仮設費率 | : 1.02 |
| ・現場管理費率 | : 1.03 |

市場単価の経費係数については下記の補正係数を乗じる。

別表

| | | 市場単価補正係数 |
|----|-------------------------------|----------|
| 1 | 底面工 | 1.04 |
| 2 | マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置） | 1.01 |
| 3 | 支保工 | 1.05 |
| 4 | 足場工 | 1.03 |
| 5 | 鉄筋工 | 1.05 |
| 6 | 吊鉄筋工 | 1.05 |
| 7 | 型枠工 | 1.04 |
| 8 | コンクリート打設工（ポンプ車打設） | 1.05 |
| | コンクリート打設工（ポンプ車打設以外） | 1.05 |
| 9 | 止水板工 | 1.05 |
| 10 | 上蓋工 | 1.05 |
| 11 | 伸縮目地工 | 1.03 |
| 12 | 係船柱取付 | 1.05 |
| 13 | 防舷材取付 | 1.05 |
| 14 | 車止・縁金物取付 | 1.05 |
| 15 | 係船柱撤去 | 1.05 |
| 16 | 防舷材撤去 | 1.05 |
| 17 | 車止撤去 | 1.05 |
| 18 | 電気防食取付 | 1.05 |
| 19 | 防砂目地板取付工（陸上施工） | 1.05 |
| 20 | 防砂目地板取付工（水中施工） | 1.04 |
| 21 | 吸出し防止工（陸上施工・海上施工） | 1.04 |
| 22 | 港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物） | 1.04 |
| 23 | ペトロラタム被覆 | 1.05 |
| 24 | 現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工） | 1.05 |
| 25 | 現場鋼材溶接・切断工（水中施工） | 1.05 |
| 26 | かき落とし工 | 1.05 |
| 27 | 汚濁防止膜設置・撤去・移設 | 1.04 |
| 28 | 汚濁防止枠設置・撤去 | 1.03 |
| 29 | 灯浮標設置・撤去 | 1.04 |
| 30 | 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検） | 1.01 |
| | 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし） | 1.05 |
| 31 | 異形ブロック製作 型枠工 | 1.05 |
| | 異形ブロック製作 コンクリート打設工 | 1.05 |

2. 「月2回土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」
特記仕様書【漁港漁場関係工事】

- 1 月2回土日完全週休2日制の定義
 - (1) 月2回土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
 - (2) 対象期間中、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を現場休工日とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）現場閉所する（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工日に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行うこと。
- 2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
また、土日完全週休2日とする週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。
- 4 対象期間中において、月2回土日完全週休2日かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。市場単価については、別表により補正する。
なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。
 - 1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
 - 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【補正係数】

- ・ 労務費 : 1 . 0 5
- ・ 機械経費 (賃料): 1 . 0 4
- ・ 共通仮設費率 : 1 . 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1 . 0 3

別表

市場単価の経費係数については下記の補正係数を乗じる。

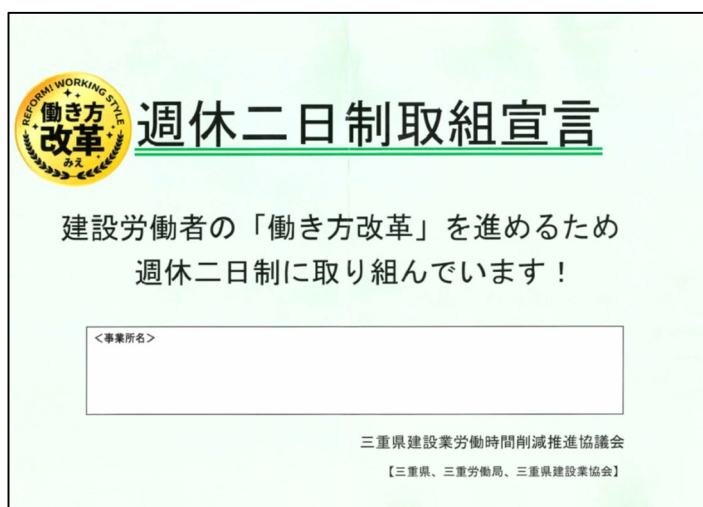
| | | 市場単価補正係数 |
|----|-------------------------------|----------|
| 1 | 底面工 | 1.04 |
| 2 | マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置) | 1.01 |
| 3 | 支保工 | 1.05 |
| 4 | 足場工 | 1.03 |
| 5 | 鉄筋工 | 1.05 |
| 6 | 吊鉄筋工 | 1.05 |
| 7 | 型枠工 | 1.04 |
| 8 | コンクリート打設工 (ポンプ車打設) | 1.05 |
| | コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外) | 1.05 |
| 9 | 止水板工 | 1.05 |
| 10 | 上蓋工 | 1.05 |
| 11 | 伸縮目地工 | 1.03 |
| 12 | 係船柱取付 | 1.05 |
| 13 | 防舷材取付 | 1.05 |
| 14 | 車止・縁金物取付 | 1.05 |
| 15 | 係船柱撤去 | 1.05 |
| 16 | 防舷材撤去 | 1.05 |
| 17 | 車止撤去 | 1.05 |
| 18 | 電気防食取付 | 1.05 |
| 19 | 防砂目地板取付工 (陸上施工) | 1.05 |
| 20 | 防砂目地板取付工 (水中施工) | 1.04 |
| 21 | 吸出し防止工 (陸上施工・海上施工) | 1.04 |
| 22 | 港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物) | 1.04 |
| 23 | ペトロラタム被覆 | 1.05 |
| 24 | 現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工) | 1.05 |

| | | |
|----|-------------------------------|------|
| 25 | 現場鋼材溶接・切断工（水中施工） | 1.05 |
| 26 | かき落とし工 | 1.05 |
| 27 | 汚濁防止膜設置・撤去・移設 | 1.04 |
| 28 | 汚濁防止枠設置・撤去 | 1.03 |
| 29 | 灯浮標設置・撤去 | 1.04 |
| 30 | 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検） | 1.01 |
| | 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし） | 1.05 |
| 31 | 異形ブロック製作 型枠工 | 1.05 |
| | 異形ブロック製作 コンクリート打設工 | 1.05 |

5 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A 3横サイズ(297×420mm)



建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

3. 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を工事現場休工期とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）現場閉所する。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）の試行は、漁港漁場関係工事積算基準を用いて積算するすべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

対象期間が30日未満の工事

なじまない工事

- ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
- ・その他、発注者が月2回土日完全週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

（工事成績評定における評価）

第6条 月2回土日完全週休2日を実施し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成できた場合についてのみ、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）に

おける【働き方改革】において加点評価する。

また、受注者の責により、月2回土日完全週休2日を実施したものの、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも、減点を行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」 が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

別紙1「積算方法」

対象期間中において、月2回土日完全週休2日を実施できた場合、対象期間中の現場閉所日数に応じて、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正する。市場単価については、別表により補正する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

- 1 「準備期間」₁、「後片付け期間」₁、「夏季休暇（3日間）」₁、「年末年始休暇（6日間）」₁、「工場製作のみの期間」₁、「工事事故等による不稼働期間」₁、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」₁、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
- 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【4週8休以上】

（現場閉所日数/対象期間日数 = 28.5%以上）

| | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| ・労務費 | ： 1 . 0 5 | ・機械経費（賃料） | ： 1 . 0 4 |
| ・共通仮設費率 | ： 1 . 0 2 | ・現場管理費率 | ： 1 . 0 3 |

市場単価の経費係数については下記の補正係数を乗じる。

別表

| | | 市場単価補正係数 |
|----|-------------------------------|----------|
| 1 | 底面工 | 1.04 |
| 2 | マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置） | 1.01 |
| 3 | 支保工 | 1.05 |
| 4 | 足場工 | 1.03 |
| 5 | 鉄筋工 | 1.05 |
| 6 | 吊鉄筋工 | 1.05 |
| 7 | 型枠工 | 1.04 |
| 8 | コンクリート打設工（ポンプ車打設） | 1.05 |
| | コンクリート打設工（ポンプ車打設以外） | 1.05 |
| 9 | 止水板工 | 1.05 |
| 10 | 上蓋工 | 1.05 |
| 11 | 伸縮目地工 | 1.03 |
| 12 | 係船柱取付 | 1.05 |
| 13 | 防舷材取付 | 1.05 |
| 14 | 車止・縁金物取付 | 1.05 |
| 15 | 係船柱撤去 | 1.05 |
| 16 | 防舷材撤去 | 1.05 |
| 17 | 車止撤去 | 1.05 |
| 18 | 電気防食取付 | 1.05 |
| 19 | 防砂目地板取付工（陸上施工） | 1.05 |
| 20 | 防砂目地板取付工（水中施工） | 1.04 |
| 21 | 吸出し防止工（陸上施工・海上施工） | 1.04 |
| 22 | 港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物） | 1.04 |
| 23 | ペトロラタム被覆 | 1.05 |
| 24 | 現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工） | 1.05 |
| 25 | 現場鋼材溶接・切断工（水中施工） | 1.05 |
| 26 | かき落とし工 | 1.05 |
| 27 | 汚濁防止膜設置・撤去・移設 | 1.04 |
| 28 | 汚濁防止枠設置・撤去 | 1.03 |
| 29 | 灯浮標設置・撤去 | 1.04 |
| 30 | 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検） | 1.01 |
| | 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし） | 1.05 |
| 31 | 異形ブロック製作 型枠工 | 1.05 |
| | 異形ブロック製作 コンクリート打設工 | 1.05 |

4. 「月2回土日完全週休2日制試行工事（受注者希望型）」
特記仕様書【漁港漁場関係工事】

- 1 月2回土日完全週休2日制の定義
 - (1) 月2回土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
 - (2) 対象期間中、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を現場休工日とする（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工日に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行うこと。

- 2 受注者は月2回土日完全週休2日制を実施するか否かについて、契約後10日以内に様式1を作成し、監督員へ提出すること。
なお、実施する場合は、土日完全週休2日とする週を様式1にて報告すること。

- 3 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

- 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
また、土日完全週休2日とする週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

- 5 対象期間中において、月2回土日完全週休2日を達成できた場合、対象期間内の現場閉所日数の割合に応じて、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。市場単価については、別表により補正する。
なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。
 - 1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事務等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期

間」は対象期間から除く。

2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【4週8休以上】

(現場閉所日数/対象期間日数：28.5%以上)

- ・労務費 : 1.05 ・機械経費(賃料): 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.02 ・現場管理費率 : 1.03

別表

市場単価の経費係数については下記の補正係数を乗じる。

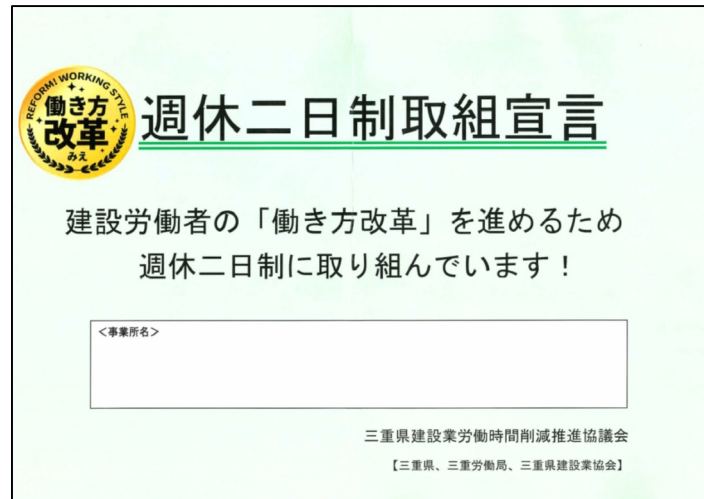
| | | 市場単価補正係数 |
|----|----------------------------|----------|
| 1 | 底面工 | 1.04 |
| 2 | マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置) | 1.01 |
| 3 | 支保工 | 1.05 |
| 4 | 足場工 | 1.03 |
| 5 | 鉄筋工 | 1.05 |
| 6 | 吊鉄筋工 | 1.05 |
| 7 | 型枠工 | 1.04 |
| 8 | コンクリート打設工(ポンプ車打設) | 1.05 |
| | コンクリート打設工(ポンプ車打設以外) | 1.05 |
| 9 | 止水板工 | 1.05 |
| 10 | 上蓋工 | 1.05 |
| 11 | 伸縮目地工 | 1.03 |
| 12 | 係船柱取付 | 1.05 |
| 13 | 防舷材取付 | 1.05 |
| 14 | 車止・縁金物取付 | 1.05 |
| 15 | 係船柱撤去 | 1.05 |
| 16 | 防舷材撤去 | 1.05 |
| 17 | 車止撤去 | 1.05 |
| 18 | 電気防食取付 | 1.05 |
| 19 | 防砂目地板取付工(陸上施工) | 1.05 |
| 20 | 防砂目地板取付工(水中施工) | 1.04 |
| 21 | 吸出し防止工(陸上施工・海上施工) | 1.04 |
| 22 | 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物) | 1.04 |

| | | |
|----|-------------------------------|------|
| 23 | ペトロラタム被覆 | 1.05 |
| 24 | 現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工） | 1.05 |
| 25 | 現場鋼材溶接・切断工（水中施工） | 1.05 |
| 26 | かき落とし工 | 1.05 |
| 27 | 汚濁防止膜設置・撤去・移設 | 1.04 |
| 28 | 汚濁防止枠設置・撤去 | 1.03 |
| 29 | 灯浮標設置・撤去 | 1.04 |
| 30 | 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検） | 1.01 |
| | 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし） | 1.05 |
| 31 | 異形ブロック製作 型枠工 | 1.05 |
| | 異形ブロック製作 コンクリート打設工 | 1.05 |

6 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」 が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A 3 横サイズ(297×420mm)



建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

月 2 回土日完全週休 2 日制工事（受注者希望型）

月 2 回土日完全週休 2 日の実施について

以下のいずれかを にしてください。

：当社は月 2 回土日完全週休 2 日を実施します。

月 2 回の土日完全週休 2 日とする週を

「第 1、3 週」

「第 2、4 週」

第 、 週」とします。

：当社は以下の理由により、土日完全週休 2 日を実施しません。

（実施しない場合、該当する理由を■にしてください。複数回答可）

- 工程管理が困難となるから（天候不順など不確定な要素を除く）
- 天候不順など不確定な要素があることで工程管理が困難となるから
- 日給月給制の従業員が多く、月当たりの賃金が低くなるから
- 工期が延びることから工事経費が通常の工事より多く必要となるから
- 当社の休暇制度と合わないから
- 下請業者との調整が困難となるから
- 他工事との調整が困難となるから
- その他

（

）

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人

5.【参考】経費補正の考え方

1. 現場閉所率による経費補正率の判断

4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%（7日/28日）未満）

4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%（8日/28日）未満）

4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

2. 算出例

休工日の予定（着手時）

工期（契約日～工事完成日）： 6月1日～7月30日（60日）

土日完全週休2日と決めた週： 第2、4週

| ： 休工予定 | | | | | | | | ： 休工予定 | | | | | | | |
|--------|---|----|----|----|----|----|----|--------|---|----|----|----|----|----|----|
| 6月 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 7月 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 第1週 | | | | | | 1 | 2 | 第1週 | ① | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 第2週 | ③ | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | ⑨ | 第2週 | ⑧ | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | ⑭ |
| 第3週 | ⑩ | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 第3週 | ⑮ | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 第4週 | ⑰ | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | ⑳ | 第4週 | ㉒ | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | ㉘ |
| 第5週 | ㉔ | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 第5週 | ㉙ | ㉚ | 31 | | | | |

あらかじめ決めた週の土日完全週休2日の達成が経費補正の条件

↑
工事完成日

休工（現場閉所）の実績（完成時）

| ： 休工、×：現場閉所（雨天）、/：準備期間 | | | | | | | | ： 休工、×：現場閉所（雨天）、/：後片付け期間 | | | | | | | |
|------------------------|---|----|----|----|----|----|----|--------------------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 6月 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 7月 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 第1週 | | | | | | 1 | 2 | 第1週 | ① | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 第2週 | / | / | / | / | / | 8 | ⑨ | 第2週 | ⑧ | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | ⑭ |
| 第3週 | ⑩ | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 第3週 | ⑮ | 16 | × | × | 19 | 20 | 21 |
| 第4週 | ⑰ | 18 | 19 | × | 21 | 22 | ⑳ | 第4週 | ㉒ | ㉓ | / | / | 26 | ㉗ | 28 |
| 第5週 | ㉔ | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 第5週 | 29 | 30 | 31 | | | | |

↑
現場完成日

↑
工事完成日
(工事完成報告書提出日)

現場閉所率：（休工日+雨天等による現場閉所日）/対象期間日数

$$= (10日 + 3日) / (30 + 27 - 準備期間 - 後片付け期間) 日$$

$$= (10日 + 3日) / (57 - 7 - 4) 日$$

$$= 13日 / 46日 = 28.3\%$$

4週7休以上4週8休未満の補正率を適用する。